

# 利用者の遵守事項、行為の制限について

## 1 利用者の遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に規定する利用料を納めた後、市長から体験住宅の鍵を受領した利用者は、外出時および就寝時に施錠するなど体験住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱い及び水道凍結に注意し、備付けの備品及び什器類を適切に取扱うこと。
- (3) 体験住宅及び敷地内の清掃を適宜行い、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 利用者は、住宅の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を市長に返却すること。
- (6) 上記のほか、施設の利用に関し市長が必要と認める事項

## 2 行為の制限

体験住宅及び敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者以外に体験住宅の一部又は全部の転貸すること、またその利用の権利を譲渡すること。

- (2) 申込書に記載した利用者以外の者を宿泊させること。
- (3) 近隣住民に迷惑をかける行為をすること。
- (4) 既存の鍵以外の鍵を設置、または鍵の複製物を作成すること。
- (5) 犬や猫等の動物の飼育や持込みをすること。
- (6) 就業すること（テレワークを除く）。
- (7) 喫煙すること（電子タバコ、加熱式タバコ等を含む）。
- (8) 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為をすること。
- (9) 興行、展示会、その他これに類する行為をすること。
- (10) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (11) 政治活動のための演説会、研修会、その他これに類する行為をすること。
- (12) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (13) SNSを通じた動画配信（ライブ配信・投稿 など）をすること。
- (14) 上記のほか、体験住宅の利用に関し、市長が必要と認めるもの。